益田市所蔵青銅器の化学分析び
その成果の利用に関する覚書

国立大学法人島根大学法文学部（以下「甲」という。）と益田市教育委員会（以下「乙」という。）は、平成３０年８月２８日付け締結の「国立大学法人島根大学と益田市の包括的連携に関する協定書」第２条（６）に基づき、乙が所蔵する「益田市所蔵青銅器」（以下「市所蔵青銅器」という。）を用いて甲が実施する化学分析（以下「本分析」という。）における分析資料の提供及びその成果の利用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（分析試料の提供）

第１条　乙は、甲に対し、本覚書締結後速やかに乙が所蔵する市所蔵青銅器から採取した分析資料（以下「本分析試料」という。）を無償で提供し、甲は、本分析試料を用いて、本分析を実施する。

２　前項の分析試料の提供は、甲による市所蔵青銅器からの試料採取をもって行い、甲は試料採取後、甲乙協議のうえで適切な方法により市所蔵青銅器の修復を行うこととする。

３　前項の試料採取及び修復に係る費用については、甲がこれをすべて負担することとする。

（分析試料の使用目的）

第２条　甲は、本分析試料を、次に掲げる分析のためにのみに使用するものとする。

使用目的：化学分析にもとづく青銅器サプライチェーン解明を目的とした研究と成果発信のため

研究内容：鉛同位体比分析、ICP 分析及び資料の記録作成（写真撮影・三次元計測など）

（分析成果の活用・利用）

第３条　本分析によって得られた成果（以下「分析成果」という。）の管理については、紙媒体による報告及びそれに係るデジタルデータを甲乙がそれぞれ保管する。

２　分析成果の活用及び利用については、次の各号のとおりとする。

（１）分析成果の利用は、一次データの公表に際しては、甲が乙の許可を得ておこなうこととし、その具体的な方法は甲が主体となって乙に諮り、協議することとする。

（２）分析成果の利用にあたっては、乙の所蔵であることを明記することとする。また、出版物については、成果品を一部相手方に提供するように納めることとする。

（３）甲は、益田市における展示及び所蔵品のデジタルアーカイブ作成・公開等の活動に際して、乙が分析成果を用いることを認めるものとする。

（覚書の有効期間）

第４条　覚書の有効期間は、覚書締結日より４年とする。

２　甲及び乙は、第１項の期間中であっても、１ヶ月前以前に書面により通知し、甲乙協議の上、合意が得られた場合は本覚書を終了させることができる。

３　本覚書の失効後も、第３条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（その他）

第５条　本覚書の変更、本覚書に定めのない事項については、甲が主体となって乙に諮り、調整・協議して別に定める。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保管する。

令和８年10月26日

甲　島根県松江市西川津町１０６０
島根大学法文学部
学部長　　浅　田　健太朗

乙　島根県益田市駅前町１７－１
益田市教育委員会
教育長　領家　芳明